

## 露店開設届出書

○不特定多数の集客が見込まれる催しで、対象火気器具等を使用する場合

該当例：祭り、縁日、花火大会、屋外のイベントなど

※対象火気器具等とは液体燃料（ガソリン等）、气体燃料（プロパンガス等）、固

体燃料（炭等）、電気（IH等）の熱源で火を使用する器具

（コンロ、発電機、ストーブ、グリドルなど）

※町内会や近親者によるBBQなどの参加者がある程度限定されるものは露店等  
開設届出は不要

### ■必要書類

- ①露店等開設届出書
- ②イベント等の概要（企画書・パンフレット）
- ③実施場所の平面図・配置図（レイアウト）
- ④対象火気器具等の仕様書・燃料の量・数
- ⑤災害発生時の対応要領、警備計画、救護所の設置、主催本部
- ⑥緊急時の連絡体制（フローチャート等）

※レイアウト図には下記の内容を記載してください。

- ・対象火気器具等の設置場所
- ・消火器の設置場所（原則として対象火気器具等ごとに1本）
- ・対象火気器具等の仕様書・燃料の量・数

### ■発電機の燃料

品名	指定数量	倍数	少量	倍数
ガソリン	200ℓ	1倍	40ℓ	0.2倍
灯油・軽油	1,000ℓ	1倍	200ℓ	0.2倍
重油	2,000ℓ	1倍	400ℓ	0.2倍
届出条件	指定数量1倍以上の場合 仮貯蔵・仮取扱の承認		指定数量0.2以上1倍未満の場合、少量危険物の届出	

- ・2種類以上の危険物を使用する場合

例：ガソリン200ℓの発電機と軽油1000ℓの発電機の両方を稼働する場合・・

ガソリン200ℓ（0.1倍）、軽油1000ℓ（0.1倍）各々でみれば少量未満ですが合算すると0.2倍となり少量以上となるため少量危険物の届出が必要になります。

○届出条件に該当した場合、危険物担当（総務・予防課予防係内）へご相談ください。